

# 第1回障害福祉課所管の公の施設の指定候補者選定委員会 会議録要旨

## ■開催日時・場所

日時：令和7年8月22日（金） 午後3時30分～4時30分

場所：防府市役所本館3階 共用会議室3A

## ■次第

- 1 挨拶
- 2 委員紹介
- 3 委員長、副委員長の選出
- 4 議事
  - (1) 指定候補者の選定方法及び指定期間について
  - (2) 募集要項及び業務仕様書等について
  - (3) 審査基準、審査票について
  - (4) その他

## ■出席委員（欠席者なし）

【所属】	【役職等】	【氏名】
Y I C 看護福祉専門学校	医療福祉事業推進室 室長	吉武 理恵
防府商工会議所	事務局長	中司 正樹
防府市手をつなぐ育成会	会長	池田 朝子
防府市社会福祉協議会	事務局長	枠田 崇伸
山口県立防府総合支援学校	事務長	内海 則文
防府市愛光園保護者会	代表	高木 和子
防府市福祉部	部次長	伊藤 忍

## ■資料

### 会議次第、委員名簿

- 資料1 障害福祉課所管の公の施設の指定候補者選定委員会設置要綱  
資料2 障害福祉課所管の公の施設の指定候補者選定委員会日程表  
資料3 障害福祉課所管の公の施設の指定管理者募集要項  
資料4 障害福祉課所管の公の施設の指定管理業務仕様書  
資料5 （参考資料）条例集  
資料6 審査基準、審査票

## ■会議録

### 1 委員長、副委員長の選出

委員の互選（事務局に一任）により、吉武 理恵 委員を委員長に選出。

委員長の指名により、中司 正樹 委員を副委員長に選出。

### 2 議事

#### （1）指定候補者の選定方法及び選定期間について

##### 【事務局説明（資料1、4、5）】

###### ○指定管理者制度について

- ・指定管理者制度とは、平成15年に地方自治法の一部が改正され、地方公共団体が設置する公の施設の管理運営方法について、地方公共団体の出資団体等に限定して委託することが可能であった従来の「管理委託制度」が廃止され、新たに民間事業者等に委託することが可能となった制度である。  
「多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」を目的としている。
- ・障害福祉課所管の公の施設の指定管理は平成18年度から開始しており、今回が7回目の選定となる。

###### ○指定管理を行う障害福祉課所管の施設について

- ・各施設の所在地、開設年、業務内容、定員について説明。

防府市愛光園の利用定員は、令和6年度までは60人だったが、利用状況等を考慮し、令和7年度から40人に変更している。

###### ○指定候補者の選定方法及び選定期間

###### ①指定候補者の選定方法について

- ・「防府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条に「市長又は教育委員会は、法第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。」と規定されており、原則は公募するものとなる。

しかし、条例第5条「公募によらない指定候補者の選定」により、「四 公の施設の設置の目的、性格及び規模等により公募に適さない場合、その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合」には公募によらず指定候補者を選定することができることとなっている。

- ・障害福祉課所管の公の施設の指定管理については、
  - a. 公募により事業者が変わり、職員や環境が変わることは、障害者福祉

施設のもつ特殊性から、障害者の精神状態等に悪影響を及ぼす恐れがあり、障害者の自立を支援するという本来の目的に反するため好ましくないこと。

- b. 防府市社会福祉事業団は、昭和46年「厚生省・社会児童家庭局長連名通知」により社会福祉事業団の設立及び運営の基準が示され、この通知を受け、防府市が社会福祉施設の運営のため昭和54年に設置したものであり、長年にわたり公設施設の経営の効率化や地域の実情に応じた対応に寄与していること。

このため、防府市としては、「前回（第6期：令和5年度～7年度）同様に非公募とし、引き続き社会福祉事業団を候補者として審査したい。」と考えている。

- ・資料2「障害福祉課所管の公の施設の指定候補者選定日程表」に、非公募と公募それぞれのスケジュールを記載している。  
公募の場合は、ホームページ等による募集要項の配布や、新規応募者への公平性確保のため現地説明会を開催する。

## ②指定期間について

- ・「防府市指定管理者制度活用ガイドライン」では、施設の統廃合等が予定されている場合などを除き、標準指定期間は5年と定められている。  
防府市としては、本市の第5次総合計画において、障害福祉施設（愛光園、大平園、なかよし園）の建替えを進めることとしているため、「前回（第6期：令和5年度～7年度）同様、指定期間を令和8年度から10年度までの3年間」としたい。

### 【意見・質疑】

A委員 指定管理の選定方法について、愛光園が行う生活介護や就労移行支援などには、今までの蓄積されたノウハウがある。急に他の事業者に変わると、利用者の負担になると思われるため、今までどおり非公募で選定された方が良いのではないか。  
指定期間については、建替えることで、これから中の施設や予算等が色々と変わってくる。どれくらい費用がかかってくるのか、施設管理の面を考えると一番よい期間は3年ではないか。

委員長 事務局案でよいか。  
全員 了承する。

### 事務局の提案どおり、選定方法は非公募、指定期間は3年間とすることで承認

#### （2）募集要項及び業務仕様書等について

##### 【事務局説明（資料3、4）】

- ①募集要項について（資料3）

- ・要項案には、公募による場合の規定も含まれているが、「非公募」と決定したため、要項中の網掛け部分は削除する。
- ・指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。
- ・利用料金は、指定管理者の収入とする。
- ・指定管理者への委託料は、「経費の見込合計額から利用料金等の収入見込合計額を差し引いた額」を基準価格とし、3年間で9,909万円とする。
- ・リスク分担は、別表1のとおり、指定管理者と市で分担する。
- ・申請に関する費用は、申請者負担とする。  
提出書類の返却や提出期間終了後の差替え等は認めない。
- ・申請書の提出期間は、要項の配布予定日の令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）までとする。
- ・令和7年10月に開催予定の第2回選定委員会で、提出された事業計画書の内容等について申請者への面接や、審査基準に照らした審査・評価を行い、指定候補者を選定する。

### ●資料修正

資料3 募集要項 P3

(誤) カ 国税または市税等を滞納している者

(正) カ 国税または市税を滞納している者

- ・ガイドラインでは、申請者の資格制限の項目で、税の滞納について、等を記載していない。本要項でも明確に基準を示すため、“等”を削除

### ②業務仕様書について（資料4）

- ・業務仕様書には、施設ごとの設置目的や概要、指定管理による業務内容を記載している。先ほど説明したため、改めての説明は省略する。

### 【意見・質疑】

- A委員 行政サービスという観点から、指定管理料が3年間で9,900万円、1年あたり3,300万円と小さくない額だが、全体の指定管理料は大体いくらくらいか。
- 事務局 令和5年度から7年度までの指定管理料の基準価格は約7,700万円、1年あたり2587万4千円となっている。  
今回の基準価格、指定管理料は、昨今の人件費や物価高騰を考慮し、1年あたり715万6千円の増額としている。
- A委員 増額分約700万を、対象5施設、12か月で割ると、1施設あたり1月10万くらいの増となる。今、最低賃金が上がってきてているが1施設あたり毎月10万円の増額で吸収できるか。
- 事務局 今後の人件費増を織り込んで基準価格を設定している。また、指定管理者である事業団でも人件費増に充てるための国の報酬加算を活用するなど行っている。

- A委員 指定管理料が上がったことで、施設入所者などの利用者の負担も上がるのか。
- 事務局 基本報酬等が上がり、通常どおり利用者が1割負担ということであれば自己負担額は増えるが、施設入所者などは低所得者という区分に該当するが多く、そもそも自己負担が0円に抑えられている。このため、自己負担としては入所日費や光熱費などの実費のみになっている。報酬等の加算があった場合も、その1割をそのまま負担するものではないため、大きく負担が増えるものではないと考えている。また、当初の想定を超える事態が生じた場合は、事業団とも協議し、変更協定を締結するなど、利用者の負担にならないよう対応を検討する。

委員長 事務局案でよいか。

全員 了承する。

#### 事務局案の募集要項及び業務仕様書として承認

##### (3) 審査基準、審査票について

###### 【事務局説明（資料6）】

- ・防府市指定管理者制度ガイドラインでは、非公募でも、募集要項の内容に準じて、指定管理者に行わせる業務の範囲等について整理し、申請者等が指定管理者として相応しいかどうか審査を行うこととなっている。
- ・審査基準は、「1 審査基準の位置づけ」のとおり、指定候補者を選定するにあたり、施設の管理・運営するに最適な団体か否かを審査するための基準及び方法等を示したものとなる。
- ・審査にあたっては、「住民の平等な利用」「施設の効用の最大限の発揮」「管理に係る経費の縮減」「管理を安定して行うための必要な人員」「コンプライアンス、個人情報保護」「情報公開」に対する評価について、点数化したものを加算する総合評価方式を採用している。
- ・申請者からの提出書類及び当日実施の面接等に対して、審査票に従い、評価項目ごとに6段階で評価採点する。
- ・提案価格については、事務局で評価し、最低提案価格との割合によって採点するが、今回は非公募のため、評価点数は20点となります。
- ・委員ごとの評価点数の合計は100点満点としている。
- ・審査項目ごとの配点は「3 全体の点数配分と決定方法」のとおり。
- ・審査表のとおり、各審査項目について評価項目がいくつかあり、評価項目の合計評価点数が、各審査項目の評価点数と同じになるように係数を設定している。例えば、審査票のNo.2 審査項目には評価項目が4つあるが、仮に、この評価項目が特に優れた内容として全て満点である5点と評価された場合、5点×4項目で20点、これに係数1.5を掛け合わせて30点といった具合に設定している。

- ・審査基準の合格ラインについては、（1）申請者の提案価格が基準価格より高い場合は、不採用とする。  
（2）最低評価点数は、標準評価点数の70%とし、各委員の合計評価点数の総和が、最低評価点数を下回った場合も、不採用とする。  
標準評価点数は、全評価項目がオール3（普通の評価）の場合の評価点数（※No.3は20点）としており、68点となる。  
最低評価点数は、標準評価点数68点×70%×委員数7人=333.2点となる。
- ・第2回選定委員会では、申請書によるプレゼンテーションを40分程度、質疑応答を20分程度で予定している。質疑応答後、申請者は退席し、採点を行う。採点終了後、事務局にて審査票を回収し、集計。  
審査結果を委員に確認いただいた後、指定管理候補者を決定する。

#### 【意見・質疑】

- B委員 資料6は内部資料と思うが、この委員会後に回収されるのか。  
事務局 御指摘のとおり非公開資料のため、委員会後に回収する。
- B委員 次回の委員会の時にプレゼンを受けて評価するということだが、事業団が提出資料を会議前に見せてもらえるのか、それとも会議当日に配布されるのか。  
事務局 資料については、当日配布ではなく、事前に送付する。
- C委員 審査の結果、最低評価点数を下回った場合はどうなるか。  
事務局 改めて事業団から資料を提出してもらい、再審査を行うことになるとと思われるが、対応について検討しておく。
- 委員長 事務局案でよいか。  
全員 了承する。

#### 事務局案の審査基準及び審査票とすることで承認

#### （4）その他

- ・次回委員会の開催日時は、本日提出された日程調査票をもとに調整する。
- ・本日の審議内容やその他不明な点等あれば、事務局に問合せいただきたい。